

## まつやま子育て世帯いらっしやい事業補助金交付要綱

令和5年4月1日

(趣旨)

第1条 市は、本市への子育て世帯の移住促進を図るため、愛媛県外からの転入者に対し、予算の範囲内でまつやま子育て世帯いらっしやい事業補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 愛媛県外から松山市に転入（住民基本台帳法に基づく異動）した者
- (2) 転入年度4月1日時点で18歳未満の子（胎児を含む）を養育している者
- (3) 本市に転入した後、継続して5年以上居住する意思がある者
- (4) 本人及び同一の世帯に属する者の転勤等による勤務地の変更により転入した者でないこと。ただし、企業等からの命令ではなく、自己の意思により転入した場合であって、本市を生活の本拠とし、転入前の業務をテレワーク（情報通信技術を活用し、所属する事業場と異なる場所で業務を行うことをいう。）により引き続き行う場合を除く。
- (5) 原則として、同一年度内に、世帯の全員が本市への転入を行うこと。
- (6) 本市が実施する移住定住促進事業（移住者交流会及び移住体感ツアー等を含む。）への協力に同意していること。
- (7) 市税を滞納している者又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

(補助対象経費)

第3条 家財道具等の運搬を請け負う事業者に支払う引越し費用であって、補助対象者が居住する住宅への転居に係るものであること。

(補助金の額等)

第4条 補助対象経費に係る補助金の額は、100,000円（次項において「基本額」という。）を上限とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、補助対象者が胎児を含む15歳未満の子を養育するときは、前項の基本額に当該胎児を含む15歳未満の子1人につき50,000円を加算する。
- 3 補助金の交付は、1世帯につき1回限りとする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、まつやま子育て世帯いらっしやい事業補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて転入前までに市長に提出しなければならない。

- (1) 誓約書(様式第2号)
- (2) 引越し費用に係る見積書の写し

(交付決定)

第6条 市長は、第5条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、補助金の交付の可否を決定し、まつやま子育て世帯いらっしやい事業補助金交付決定通知書(様式第3号)により、当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定する場合において必要があるときは、条件を付けることができる。

(変更申請)

第7条 前条第1項の規定による補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助決定者」という。)が、申請の内容を変更しようとするときは、まつやま子育て世帯いらっしやい事業補助金変更申請書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(変更承認)

第8条 市長は、前条に規定する申請書を受理したときは、その内容を審査し、承認を決定したときは、まつやま子育て世帯いらっしやい事業補助金変更通知書(様式第5号)により通知する。

(実績報告)

第9条 補助決定者は、世帯全員の転入後30日以内に、まつやま子育て世帯いらっしやい事業補助金実績報告書(様式第6号)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 引越し費用に係る領収書等の写し
- (2) 転入した者全員の続柄及び転入前の住所地が分かる住民票(妊婦は、母子健康手帳の写しも添付。)
- (3) 就業(予定)証明書(様式第7号)
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条に規定する報告書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の額を確定し、まつやま子育て世帯いらっしやい事業補助金確定通知書(様式

第8号)により、補助決定者に通知する。

(補助金の請求)

第11条 補助決定者は、補助金を請求しようとするときは、まつやま子育て世帯いらっしやい事業補助金交付請求書(様式第9号)を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第12条 市長は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 関係法令又はこの要綱に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段によって補助金の交付を受けたとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるとき。

(補助金の返還)

第13条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分について、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその全額の返還を命ずるものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。